

各 位

「埼玉県子ども・若者基本条例（骨子案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）の  
中間とりまとめについて

「埼玉県子ども・若者基本条例（案）」の策定に当たり、多くの県民の皆様からの御意見を反映するため、下記のとおり、「県民コメント（パブリックコメント）」及び子どもや若者を対象とした「子ども・若者パブリックコメント」を実施しましたので、その結果の概要をご報告します。

記

- 1 募集期間 令和6年7月8日(月)～令和6年8月7日(水)
- 2 提出者数・提出件数 (1) 県民コメント（パブリックコメント） 50名 138件  
(2) 子ども・若者パブリックコメント 12名 13件
- 3 主な意見の概要（要旨）  
別紙のとおり

4 備考

いただいた御意見の概要と、それに対する考え方は、後日、埼玉県議会自由民主党議員団のホームページ（<https://kengidan.jimin-saitama.net/>）にて公表いたします。（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、ご了承ください。

<お問い合わせ先>

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県議会自由民主党議員団

子どもまなかプロジェクトチーム

事務局長 藤井 健志

TEL:048-822-9509

FAX:048-824-6037

## 別紙

### (1) 県民コメント（パブリックコメント）

- 出生前からの切れ目ない支援の実現に向け、社会全体が一丸となり取り組んでいくための指針としての役割が果たせる内容になっていると思う。
- 現存の法律や条例で十分ではないか、条例を制定しようとする背景がわからない。
- 従来、各法に定められた年齢により分断され支援に結びつかなかった層があることを踏まえ、施策によっては大学生や成人年齢であっても若者の定義に含めるとしたことは評価できる。
- こども・若者の定義が曖昧ではないか。18歳未満など線引きをはっきりさせた方が良い。
- 第1条（目的）に「保護者・養育者等が子育て・子育てに希望や喜びを感じ」という規定があるが、対象に「こどもがいない者も含む」ということを明記すべきである。
- 第12条（意見聴取・意見反映）に、「特性を有するこども・若者から意見を聴取する」という規定があるが、「特性」が何を指しているのか不明確であるため、具体例を示すべきである。
- 第17条（心身の成長・発達の環境整備）について、性差別に力点を置き、ジェンダー平等視点からの性教育やリプロダクティブヘルス及び精神保健を丁寧に示してほしい。
- 第17条（心身の成長・発達の環境整備）について、性に関する教育等のデリケートな問題は各家庭の教育方針等も様々であり、県が関与する問題ではないと考える。
- こどもたちの多様性に応じた教育を行うことを盛り込むべきである。
- 第19条（保護者・養育者等支援）に「放課後健全育成事業における待機児童の解消」を明記したことは賛同するが、支援員不足が深刻であるため、その人材確保も明記してほしい。

### (2) こども・若者パブリックコメント

- ともだちとたくさんあそびたい。たくさんならいごとがしたい。＜5歳＞
- 性教育の歯止め規定の撤廃、オイテルの普及、小・中学校でのユースクリニックの開催など（を要望したい。）＜20歳＞
- 少子高齢化が進んでいるので教育費などの負担を軽減した方が良いと思う。＜15歳＞
- 例えば、生徒から校則や生徒指導について理由の説明を求められた場合に、学校は文書の交付によって理由を説明する義務を負う旨を規定してはどうか。＜22歳＞